

令和 8 年度 秋田市会計年度任用職員募集要項

令和 8 年度から採用する秋田市会計年度任用職員を次のとおり募集します。
会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。

1 職務内容

区分	採用予定人数	職務内容
学級生活支援 サポーター	若干名	小学校や中学校の通常の学級に在籍する、支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活全般において支援を行う。

2 勤務地

秋田市立小・中学校（配置校は採用決定後、3月下旬に通知する。）

3 選考方法

面接試験（令和 8 年 2 月を予定）

4 応募資格

次のいずれかを満たすこと。

- (1) 教員免許または保育士資格を有するかた（学校種、教科不問）
- (2) 手話通訳か要約筆記の経験を有するかた
- (3) 学校等において子どもの支援にあたった経験を有するかた
- (4) 教育上特別な配慮を要する子どもの支援に関心のあるかた

ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する場合は応募できません。

- ・禁固刑以上の刑もしくは拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法等

提出書類	①（様式第 1 号）受験申込書（顔写真添付、必要事項を記載） ②（様式第 2 号）エントリーシート ・様式は秋田市ホームページからダウンロードすること 人 事 課： https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1023081/1023488/index.html 学校教育課： https://www.city.akita.lg.jp/kyoikuiinkai/ ・申込書等については、秋田市教育委員会学校教育課および秋田市教育研究所でも配布
提出方法	秋田市教育委員会学校教育課へ 郵送または直接持参 ＊封筒に「学級生活支援サポーター応募」と記載
受付期間	期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで 時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ・土、日、祝日を除きます。 ・書類郵送の場合は、2 月 2 日（月）必着です。
面接日の連絡	2 月 2 日（月）以降に、個別に面接日、集合時間を連絡します。

6 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ・勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により再度任用する可能性があります。
勤務時間	Aタイプ：1日5時間×週5日(週25時間) Bタイプ：週19時間 ・勤務時間は、担当する児童生徒に応じて勤務校の校長が割り振ります。
勤務日	勤務する曜日は、次の時数を年間勤務時数の上限と定め、担当する児童生徒に応じて勤務校の校長が割り振ります。 Aタイプ：年間上限880時間(176日) Bタイプ：年間上限620時間 ・Bタイプは、年間勤務日数の定めはありません。 ・休日は、土曜日、日曜日、祝日ですが、学校行事などが休日に実施されることがあります(振替あり)。 ・原則として、夏季休業や冬季休業等、児童生徒が長期休業中の場合、勤務はありません。
報酬等	報酬：時給1,212円～1,436円 ・報酬額は学歴および職歴を換算して決定します。 ・月末締め、翌21日払い 通勤手当：あり 賞与：あり 年2回(6月、12月) 計4.65月分 ・雇用期間により割落しがあります。 退職手当：なし
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、服忌休暇等
加入保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金(いずれもAタイプのみ)

7 その他

- (1) 応募者全員に合否の結果を2月下旬まで通知します。
- (2) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用になります。
- (4) この募集は、予算成立を前提として行うものです。

8 参考(令和8年度の報酬等年額支給例)

- ・Aタイプ最低基準〔行政職給料表(1)1級1号棒〕における年収見込額
基本給 時給1,212円×880時間+賞与413,200円程度(6月+12月)=1,479,800円程度
(Bタイプの場合、最低基準は1,042,600円程度)
- ・Aタイプ上限〔行政職給料表(1)1級25号棒〕における年収見込額
基本給 時給1,436円×880時間+賞与489,600円程度(6月+12月)=1,753,300円程度
(Bタイプの場合、上限は1,235,300円程度)

*上記の算定要件等

- ・令和7年度採用者に適用される秋田市職員給与条例行政職給料表により計算しています。
- ・令和8年度新規採用者の6月の賞与は、上記の30%で支給されます。
- ・通勤手当は含んでいません。

応募および問合せ先

秋田市教育研究所
〒010-0065 秋田市茨島一丁目4番71号
電話 018-865-2530

(学校教育課指導担当：今、堀井)